

「ウラン又はトリウムを含む原材料、製品等の安全確保に関するガイドライン（案）」に関するコメント

27 May 2009 (final)

NPO 放射線安全フォーラム  
放射線安全課題検討会有志

(世話人：加藤和明)

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-14-5

税理士法人 赤坂共同事務所内

tel : 03-3816-5256

fax : 03-5803-4885

mail : [RadiationSafetyForum@gmail.com](mailto:RadiationSafetyForum@gmail.com)

web : <http://www.rsf.or.jp/>

1. 規制の実施にはコストが伴い、ウラン又はトリウムを含む原材料、製品等の取扱いに伴う被曝は通常低いレベルに止まります。規制影響分析で制定が正当化できるという条件付きで、ガイドラインを定めることに賛成します。また、ガイドライン制定が正当化される場合は、このガイドラインの基本的な考え方に賛成します。ただし、このガイドラインは加工業者のみを想定していますが、ウラン又はトリウムを含む大量の原材料を取り扱う事業所として、製造事業所だけでなく原材料の輸入業者が用いる事業所に対応する事項を追加すべきであると考えます。
2. 事業者の自主管理を求めるもので、行政指導指針に言う命令等を定める場合に該当しない場合でも、自治体が広く技術的な基準にすると考えられる事項について、今回のように行政手続法に基づく意見公募手続を実施したことに賛同します。
3. ガイドラインを制定する際、国民にその意義が正しく理解されるように、注意深くメッセージを発信すべきであると考えます。自主管理のガイドラインも、事実上、新たな規制となりうるため、ガイドライン違反が重大な“事件”として報道され、国民にウラン又はトリウムを含む原材料や製品等のリスクを誤解させるおそれがあります。そのため、報道機関の二次利用を想定したガイドラインの「解説資料」を用意することを希望します。なお、必要があれば本 NPO では、資料作成を支援する用意があり

ます。

4. 国際原子力機関の基本安全基準(BSS)では、「正当化」されない「行為」について、免除を認めてはならないと規定しています。この考え方を取り入れ、本ガイドラインの対象を「正当化される行為」に限ることを提案します。「正当化される行為」とは、科学的なデータでその使用がもたらす便益が不利益を上回ることを示せるものです。また、その評価は、製造、販売、廃棄の全ての過程を考慮して行われるものとします。なお、リスクの大きさが一般的に受容と考えられるものには、行政が積極的に関与しない、とする、世の中で一般的に行われているこれまでの“慣行”との整合を考え、生涯での致死性がん発症の確率としてのリスクの大きさが百万分の1を超えず、かつ、集団への曝露を想定しても、リスクの大きさが取るに足りないものは、このガイドラインの対象から除外することを提案します。

(ア) 図表 10 指定原材料の利用形態で指定原材料として示されているモナザイト(モナズ石)の一般消費財として示されているものは、いずれもその効果が科学的には確認されていないと考えられます。従って、これらの品目は図表から削除すること提案します。また、ホルミシス化粧品なども「正当化」されない「行為」の例として明示すること提案します。製造業に従事する労働者は労働安全法で守られ得ますが、不適切な使用に基づき化粧品の使用者が内部被曝を受けることは避けるべきであり、本ガイドラインの範囲にすべきであると考えます。

① <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/hyoji/info/080522radium.html>

(イ) 利用の社会的な正当性を確認するために事業者および行政機関は以下のプロセスを吟味することを推奨することを提案します。

- ① テクノロジーアセスメントして社会に必要な技術かどうか分析
- ② 必要な技術の場合、代替策に置き換えるかどうかトレードオフ分析
- ③ 適切な代替手法がない場合、介入が正当化されうるリスクがあるかどうか分析
- ④ 介入が正当化される場合は優先順位を考慮して対応をとるかどうか決める
- ⑤ 優先度が高い場合は、介入方法を最適化して介入
- ⑥ これらの判断分析の各変数は社会情勢で変わりうるので、必要に応じて見直す

5. ガイドラインの他法令等との関係を明確にするため、(1) 食品衛生法が、食品に意図的にウラン又はトリウムを含む原材料を添加する行為を禁止していること、(2) 化粧

品規則（厚生省告示第三百三十一号）が、化粧品等にウラン又はトリウムを含む原材料を添加したことで「免疫活性効果」があると効能表示することを禁止していること、および、(3) ウラン又はトリウムを含む原材料を用いる製品を製造する事業所に対し、労働基準監督官は必要に応じて、強制捜査、事情聴取、証拠物の押収などをする権限があり、(4) 家庭用品衛生監視員は、ウラン又はトリウムを含む原材料を用いる家庭用品の製造所を立入検査し、必要に応じて製品の回収を命令できることを付記し、事業者の注意を促すべきだと考えます。

6. 労働者と事業主が健全な合意形成を図られるように双方が努力することを盛り込むことを提案します。
  - (ア) リスク認知が主観的である一方、**NORM** のリスクが労働者に理解しがたいとすると、リスクを正しく認知していただけるように支援することが健全な合意形成に資すると考えます。
  - (イ) わずかで取るに足りないリスクを過大に心配することなく、自然にあるラドン温泉を楽しめるように十分に配慮したリスクメッセージを発信することが重要であると考えます。
  - (ウ) 放射性廃棄物の処分の確立がわが国の大きな課題になっていますが、わずかなリスクを恐れて制度の確立が遅れることのないように、自然放射線からの日常の曝露を踏まえてバランスよく国民自らが考えることを支援すべきであると考えます。
7. 別紙1の測定法に関して、最小目盛りは検出限界を保証しませんので、(1)の規定は最小目盛りの大きさではなく、最小検出感度の大きさに規定すべきだと考えます。また、(9)で測定担当者に資格を要しないとしていますが、測定結果の信頼性を保証するため、一定の知識と技能を有する者が当たるべきだと考えます。
8. 別紙2の作業員に対する被ばく線量評価に関して、比較的大量のウラン又はトリウムを含む原材料を取り扱い、粉塵が発生する場合には、内部被曝も評価すべきだと考えます。このため、濾紙を用いたダストサンプリングによる空気中全 $\alpha$ 放射能測定を義務付けられるべきと考えます。また、これらの事業所では、作業員に個人線量計を着用させることが作業員とその家族等に安心を与えることに有用であると考えます。これらのデータは望めばいつでも確認できることとすべきであると考えます。さらに、これらのデータのうち、個人情報を含まないものは誰でも閲覧できるようにすべきで

あると考えます。

9. 解説4の(1)は一般消費財の製造場所では注意が必要になることがありえることを言及すべきだと考えます。

以上

連絡担当者

多田順一郎

phone : 045-503-9135

e-mail : tadajun@riken.jp